

日本共産党県会議員団の金田もとのです。会派を代表して、議第114号議案、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」について、反対の立場から討論を行います。

1、条例化を求め続けた党県議団

今次議会への条例案提案までの経過をふりかえりますと、2020年6月議会一般質問で、私は「本来、再生可能エネルギーは自然と共生するためのものでなければなりません。住民の不安を解消し、乱開発を防ぐ上でも国や県の法整備が求められています」と強調しました。更に翌2021年の2月議会の一般質問でも、他県の条例による規制も示しながら、ガイドラインよりも踏み込んだ条例の制定を訴えました。

また、昨年（2021年）の9月議会で代表質問に立った我が会派の大内真理議員は「全国では4県と152市町村がメガソーラなどの規制条例を設置しており、知事の責任で、宮城県独自に再エネ事業に限らず、森林の乱開発自体を未然に防ぐため、山梨県が制定した森林における太陽光発電施設は原則禁止とした条例にならって宮城県も早急に行うべきです」と迫りました。

そして、同年11月議会で、「太陽光発電施設の設置等に関する規制条例の必要性を検討する」との知事の前向き答弁が飛び出しました。

私は、今年の2月議会の代表質問で、条例化を検討するにあたり、宮城県も山梨県並みの条例とすべきこと、風力発電についても規制する条例とすべきと求めました。

私どもが条例化に際し繰り返し求めてきたことは、再生可能エネルギーの普及に名を借りた森林乱開発の**抜本的な**規制です。この点を抜きにしては実のある条例にはなりません。

2、森林乱開発に待ったをかけることは急務

毎年6月は「土砂災害防止月間」で、先々週まで県庁1階のロビーに小・中学生の絵画・作文コンクールの優秀作品が掲示されていました。その内容に共通するのは、昨年7月3日、（丁度1年前に）発生した静岡県熱海市の大規模な土砂災害を自然の警告と受けとめ、正しい知識と情報をもとに命を守る取組を進めることの大切さを訴えていることでした。小学6年生が書いた**優秀作品の一部を紹介します**。「私は家の周辺のハザードマップを見た。すると以前と変化した場所を発見し、私は驚いた。近所で山を崩し、土地の造成工事が始まった場所がある。そこが非常に危険な地域に変わっていた」とありました。このように、子どもたちも、熱海の土砂災害のテレビ報道を見て、山を崩したり、剥ぎ取ったりすれば、危険だということを感じています。

宮城県の面積は72万8200㌦で、うち森林は41万4400㌦ですから、約6割が森林です。この森林がもつ効能について、宮城県木材協同組合のホームページには、「宮城県の森林が有する公益的機能を金額に換算すると、年間1兆676億円になり、県民一人当た

り約46万円の恩恵を森林から受けている」との記述があります。なかでも「土砂災害防止機能」と「土砂崩壊防止機能」が全体の半分以上を占めています。

こうした森林の公益的機能を破壊し、景観を壊し、土砂災害の危険をもたらすのが森林乱開発であり、それを規制する条例が何よりも求められています。

3、再生可能エネルギーのあるべき姿について

気候変動危機打開のためには、省エネと再エネを大きく普及することが喫緊の課題です。エネルギー政策を地域主導・自立分散の共生型に転換すれば、雇用拡大と地域の経済を元気にすることにもつながります。

その際に留意すべきは、再エネを名目に外資を含めた投機目的の森林大規模乱開発が進められてきたことです。直近の数値、宮城県のFIT認定された総数、8218件のうち1000KW以上のメガソーラと言われる太陽光発電は349。これは実数で全国11番目です。出力規模が30倍の3万KW以上の超大型は全国で164ありますが、一番多いのが宮城県の21件です。大規模森林乱開発が最も集中している県と言えます。

さらに近年、風力発電が増えています。メガ風力が17箇所、そのうち14箇所は2019年以降に認定された計画です。風力発電に対する県民の不安も大きく広がっています。

このように森林の大規模乱開発が山を崩し、山を剥ぎ取るように木々が伐採され続けてきたことに対し、何らの規制もかけられずにきたのが宮城県の現状です。

4、県民の知らないところで大規模地すべりなど発生

太陽光発電施設のための造成工事中に大規模地すべりが発生した事例もあります。栗原市で計画されているメガソーラ事業は、FIT認定されたのが2013年で、出力30MWという超大型。林地開発許可がおりたのが2015年10月、対象森林面積が68㌖、森林伐採面積が44㌖です。以来ずっと今日に至るまで**林地開発許可の期限が延長**され続けていますが、2019年6月にはタテヨコ300㌖にわたる大規模地すべりが発生しています。県は林地開発許可については、判で押したように、災害防止・水害防止・水の確保・環境保全の4基準で厳正に審査していると言いますが、地すべりを予見できなかったことは事実であり、森林乱開発が後世に取り返しのつかない災厄をもたらす危険について、あらためて直視すべきです。

5、先行する他県条例、とくに山梨県条例の特徴点について

私どもは、すでに成立・制定済みの兵庫県・和歌山県、そして令和3年制定・令和4年改定の山梨県条例をつぶさに調べ、今議会に提案されている宮城県条例と比較してみました。

兵庫県条例は、標題を「太陽光発電施設等」とし、太陽光発電は500㎡以上、風力発電も加えて1500KW以上、特別地域は500KW以上とし、知事に事業計画を届け承認を得るとされています。

和歌山県条例は県が決めた基準に従って、太陽光発電施設の認定・不認定をおこなうタイプです。岡山県条例は、発電出力に関係なくすべての太陽光発電を対象に、「設置禁止区域」と「設置に適さない区域」を指定しています。

日本一厳しい条例と言われる山梨県条例は、発電出力に関係なく、野立タイプの太陽光発電は原則禁止とし、太陽光発電の新設・増設ができない「設置規制区域」を条例の中にはっきり書き込みました。それは、1) 地域森林計画対象民有林、2) 規則で定める地域森林計画民有林であった区域、3) 国有林、さらに4から6) として林野庁、農水省、国土交通省がそれぞれ所管する地すべり防止区域、7) 急傾斜地崩壊危険区域、8) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、9) 砂防指定地の9つのカテゴリーで規制します。森林面積のすべてが「設置規制区域」にかかるために、県土の78%、約8割を占める森林の全てで太陽光発電の新設・増設ができません。

地域森林計画対象民有林を規制対象とする根拠について、「手引書」では「県が森林整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林」であり、「また、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物多様性の保全、水源涵養等、多面的機能の観点から、適切な管理を行い保全に努めている森林です」としています。

国有林を規制することについても、「国有林の多くは、地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しています。そのため国有林の多くは水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしています」と、保全に努めることを当然のこととしています。

この山梨県条例は、山をはぐように太陽光パネルが敷きつめられて行く状況を多くの県民が強く憂え、県議会では超党派の勉強会が組織され、条例は全会一致で可決されています。山梨県知事は報道陣に条例への意気込みを「森を切り開いて太陽光発電施設を作らせることは、山梨では今後はない。訴えられるリスクを恐れぬ。最高裁判例を作る覚悟で臨む」とまで語りました。事業者が訴えてきても、最高裁まで徹底的に争うことを知事が表明したこともあり、この条例の制定をめぐって法的可否を争う事例は発生しておらず、こういう条例を地方自治体の意思・意向でつくれるということが示されました。

また山梨県はそれまでのガイドラインによる指導が、対象施設の約半数からしか事業計画書が提出されず、抜け穴になっていたことから、既存の施設についても、全施設に維持管理計画書や定期点検報告書の提出を求めるほか、発電をやめた時には、パネルの廃棄を確認するため、事業廃止届を義務づけています。設置から維持管理、廃棄まで網をかける条例となっていて、違反が疑われれば立入調査や改善命令を行い、従わない場合は事業者名の公表や過料を課すとしています。

6、宮城県条例案の問題点

宮城県条例案の最大の問題点は、森林乱開発に待ったをかける視点を欠き、実効性がないことです。

最も肝腎な「設置規制区域」は、規則で定めることになっていますが、想定している「設置規制区域」は①地すべり防止区域②急傾斜地崩壊危険区域③土砂災害特別警戒区域④砂防指定地の4区域で、県当局に調べていただいた県土の面積に対する割合は規制区域全部あわせても1%程度にしかならないということでした。

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンだけを規制区域に指定するだけで本当に良いのでしょうか。岡山県ではイエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域も「設置に適さない区域」に指定していますし、山梨県も規制区域にいられています。

7、ガイドラインの限界性をこえて維持管理への指導性を発揮できる条例案を

太陽光発電の既設施設の維持管理について、この条例案でほんとうに県の指導性を発揮できるとは思えません。

現行「ガイドライン」の対象施設は、FIT認定50KW以上で、屋根置きを除いて642件ですが、ガイドラインの肝(きも)である事業計画の県への届出済みは392件、61%です。これは法的拘束力を持たないガイドラインの限界性を示しています。これを条例で既存施設の廃棄まで管理しようとする意図は評価しますが、実質的な指導・監督の責任は果たせない仕組みと言わざるを得ません。

ガイドラインによる事業計画書の未提出施設には、来年の3月末までに既存事業概要の提出を求めています。

しかし、事業計画書や事業概要はあくまでも初期の計画であり、山梨県のように、維持管理計画書の提出と定期点検報告書の提出を求めなければ、県が指導性を発揮することはできません。条例案では、維持管理計画書を提出させるところは、(現在調査中のところもありますが)すでに既存施設として稼働しているうち、規制区域にある8件程度です。これは太陽光発電施設目的で、この間に林地開発許可を出した99件のうち、規制区域内で稼働している8件を指します。対象642件のうち8件だけ維持管理計画書を取り、他はインターネットなどでの公表を求めて終わりというのが今回の条例の内容です。定期点検報告もとらないわけですから、これでどうして既存施設のさまざまなトラブルに対応していけるのか疑問です。

8、遠野市の条例と宮城県環境影響評価技術審査会での議論について

全国的にも注目されている条例に、岩手県遠野市の「ふるさと」を守る大規模太陽光発電事業を規制する条例があります。巨大メガソーラ建設計画を阻止するために令和2年3月の定例市議会に、「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」の一部改正を提案し全会一致で可決されました。これは市内全域を太陽光発電事業の「抑制区域」に指定し、0.3%を超える再エネ事業を「届け出制」から「許可制」に変更、事業区域が1%以上の太陽光発電を許可しないという画期的な内容をもつものです。

今年3月の宮城県環境影響評価技術審査会でも、委員から「遠野市では1%以上のソーラ

は開発不可だという条例をつくっているが、風力やソーラに対し自ら何%以上は駄目ですという条例を作るのは認められているのか」との質問が出されていました。事務局・県の回答は、「可能です」というものでした。その上で、県は「そういった開発行為に関して、独自の条例制定をして、情報を把握するという手段を用いているところもございますので、今後そういったお話はまだ検討されていない市町村などにおいても、十分に可能性はあるかと思えます」と答えています。

先行する条例の中身をよく研究し、宮城県条例にも積極的に反映していくことが重要です。

気候変動危機を打開していくためには、縦割り行政の弊害を打破する必要があります。現状は、再生可能エネルギーの推進については「再生可能エネルギー室」が、林地開発許可は「自然保護課」が、環境影響評価は「環境対策課」が対応するなど、政策課題の推進と開発許可・規制がバラバラに対応されています。宮城県のエネルギー問題を、総合的かつ現実的な問題意識を持って、開発だけではなく必要な規制を含めて対応していく態勢が必要になっていると考えます。

9、超党派で条例の改善・改正を求め続けていく

たしかに、今回の条例案には、住民説明会の義務化など他県の条例にはない積極的な規定もあり、そこは一定の評価をします。しかし、住民との合意や住民理解、さらに住民の意見を尊重した改善等はいくまで努力目標の規定であり、森林乱開発をとまなう建設ラッシュに真に歯止めをかけるものではありません。

山梨県は条例で、森林の全区域、県土の78%に規制をかけたのに対し、宮城県の条例は森林のごく一部、県土の1%にしか規制がかかりません。森林の乱開発をどれだけ規制できるかの点で判断した場合に、あまりにも緩すぎて反対です。

もちろん今後については、森林乱開発を憂える県民のみなさんと共同し、議会においては超党派で調査や研究を進め、よりよい条例に一刻も早く改善・改正する決意を表明し、私の討論と致します。

ご静聴ありがとうございます。

(6729⇒5608 文字)